

◎新潟県告示第34号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第34条の規定により、法第31条の規定による収用又は使用の手続が保留されている土地について、次のとおり収用又は使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

令和8年1月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道7号改築工事（栗ノ木道路及び紫竹山道路）並びにこれに伴う市道付替工事

3 収用又は使用の手続を開始する土地

(1) 収用の手続を開始する土地

新潟県新潟市中央区明石二丁目、沼垂東一丁目、長嶺町及び鏡ヶ岡地内

(2) 使用の手続を開始する土地

なし

4 法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

新潟市役所 市政情報室